〔資料 ①〕

令 和 7 年 度

総　会　資　料

《令和7年4月1日～令和8年3月31日》

群馬県高校野球OB連盟

令和 7 年度 群馬県高校野球OB連盟総会次第

日　時:令和 7年 4月12日(土)
am10:30 ～
場　所:上毛新聞ホール

1.開　会

2.会長挨拶

3.挨　拶

4.議　事

Ⅰ　議決事項

1号議案　規約及び役員の一部変更(案)の件

2号議案　令和6年度事業報告の件

3号議案　令和6度会計報告の件
令和6年度会計監査報告

4号議案　令和7年度事業計画(案)承認の件

5号議案　令和7年度事業予算(案)承認の件

6号議案　大会要項の一部変更(案)の件

7号議案　令和7年度OB大会参加費の件

8号議案　(1)令和7年度第14回関東大会埼玉大会
(2)2025大会第22回マスターズ甲子園大会
(3)2026大会第23回マスターズ甲子園大会

Ⅱ　報告事項

5　閉　会

第 2 号議案

令和 6 年度 事業報告

月	行　事　名	場　所	備 考
4月21日(日)	群馬県高校野球OB連盟総会	上毛新聞ホール	
5月 4日(土) 4日(土) 5日(日) 5日(日) 6日(月) 11日(土) 25日(土) 26日(日)	群馬県高校野球OB大会開始式・1回戦 第14回マスターズ甲子園関東大会前夜祭 第14回マスターズ甲子園関東大会(高崎商業OB会) 群馬県高校野球OB大会1回戦 群馬県高校野球OB大会1回戦 群馬県高校野球OB大会2回戦 群馬県高校野球OB大会2回戦 群馬県高校野球OB大会2回戦	西毛球場 ホテルメトロポリタン高崎 城南球場 西毛球場 西毛球場 西毛球場 西毛球場 西毛球場	
6月 1日(土) 23日(日) 30日(日)	群馬県高校野球OB大会準々決勝 群馬県高校野球OB大会準々決勝 群馬県高校野球OB大会準決勝	西毛球場 西毛球場 西毛球場	
7月28日(日)	群馬県高校野球OB大会決勝戦・閉会式	西毛球場	
8月			
9月			
10月			
11月 8日(金) 11月 9日(土)	全国高校野球OB連合「総会」 マスターズ甲子園「前夜祭」 マスターズ甲子園「開会式」	ホテルヒューイット甲子園 阪神甲子園球場	
12月 1日(日) 12月21日(土)	第9回群馬県高校野球OB連盟ゴルフ大会 正・副会長会議・役員会議	サンコーカントリークラブ エテルナ高崎	
1月19日(日)	令和7年群馬県高校野球OB連盟新年会	ホテルメトロポリタン高崎	
3月 2日(日) 3月20日(木)	令和7年度関東高校野球OB連盟総会 第13回群馬県高校野球OB大会抽選会兼 役員会・実行委員会	大宮 群馬eスポーツ	

第 3 号議案

令和 6 年度 会計報告書

単位：円

収　入	金　額	支　出	金　額
前期繰越	1,262,906	県大会運営費 備品購入費	485,225
令和6年度年会費	270,000	大会プログラム作成費	85,030
OB大会参加費	875,000	事務通信費 会議費	81,492
協賛広告費	0	全国高校野球OB連合 総会参加費等	102,090
ゴルフ大会参加費	160,000	関東大会参加費等	226,670
新年会会費	626,000	ゴルフ大会賞品他	160,000
全国高校野球OB連合 年会費	230,000	新年会	631,000
預金利息	674	全国高校野球OB連合 年会費	230,880
関東大会前夜祭参加費	0	関東高校野球OB連盟 年会費	10,000
マスターズ甲子園視察	0	慶弔費、寄付金、雑費	0
		次期繰越金	1,412,193
合　計	3,424,580	合　計	3,424,580

上記の通り、収支会計報告致します。

群馬県高校野球OB連盟　会計　　田中 好
　　千川 弘

会計監査の結果、適正に処理されている事を報告致します。

令和　7 年 4 月　5 日

監査役　磯川 圭太

監査役　井上 雄弘

令和６年度 会計監査報告書

令和６年度　群馬県高校野球ＯＢ連盟の会計監査にあたり、収入支出に伴う関係書類及び関係帳簿等を慎重に審査した結果、いずれも正確かつ適正であることを認めます。

令和７年４月５日

監査役　磯川　圭太（吉井高校野球部ＯＢ会）

監査役　井上　雄弘（育英高校野球部ＯＢ会）

第 4 号議案

令和 7 年度 事業計画(案)

月	行　事　名	場　所	備 考
4月	令和7年度群馬県高校野球OB連盟総会	上毛新聞社ホール	
5月	第13回群馬県高校野球OB大会 第15回マスターズ甲子園関東大会(予定)	西毛球場他 埼玉県(大宮)開催	
6月	第13回群馬県高校野球OB大会 第13回群馬県高校野球OB大会(準決勝)	西毛球場	
7月	第13回群馬県高校野球OB大会(決勝)	西毛球場	
8月	第13回群馬県高校野球OB大会(プレーオフ・予備日)	西毛球場他	
9月	第1回　役員会	高崎市内予定	
10月			
11月	全国高校野球OBクラブ連合[総会] マスターズ甲子園「前夜祭」 マスターズ甲子園「開会式」「大会1日目」 第2回　役員会	ホテルヒューイット甲子園 阪神甲子園球場他 高崎市内予定	
12月	第10回群馬県高校野球OB連盟ゴルフ大会	サンコーカントリークラブ	
1月	第4回　役員会 令和8年群馬県高校野球OB連盟新年会	メトロポリタン高崎	
2月			
3月	群馬県高校野球OB大会抽選会兼 第5回　役員会実行委員会	高崎市内予定	

第 5 号議案

令和 7 年度 事業予算(案)

単位:円

収入の部	金　額	支出の部	金　額
前期繰越金	1,412,193	県大会運営費 備品購入費	595,000
令和7年度年会費	260,000	大会プログラム作成費	125,000
OB大会参加費	720,000	事務通信費 会議費	80,000
全国高校野球OB連合 年会費	230,000	全国高校野球OB連合 総会参加費等	200,000
ゴルフ大会参加費	160,000	関東大会参加費等	200,000
新年会会費	630,000	ゴルフ大会賞品他	160,000
		新年会	630,000
		全国高校野球OB連合 年会費	230,000
		関東高校野球OB連盟 年会費	10,000
		慶弔費・寄付金・雑費	150,000
		予備費	1,032,193
合　計	3,412,193	合　計	3,412,193

第 7 号議案

令和 7 年度 OB大会参加費の件

1. 概算費用別紙参照

第 8 号議案

(1)令和 7年度 第15回関東大会の件

1. 埼玉県開催 大会出場校 前年準優勝 高崎商業硬式野球部OB会

2. 前夜祭及び当日の参加について

3. その他

(2)2025大会第22回マスターズ甲子園大会

1. 群馬県大会優勝チームは、昨年優勝チーム(利根商OB会)とプレーオフにより勝者が出場する。

2. 群馬県チーム出場有のため、会長、事務局他1名、計3名が総会等に出席する。

3. その他

(2)2026大会第23回マスターズ甲子園大会

1. 群馬県出場枠については決定していないため、2025大会総会時に出場枠を抽選希望する。

2. 総会等には、会長、事務局他1名、計3名が出席予定とする。

3. その他

II 報告事項

年 会 費

1. 群馬県高校野球OB連盟　年会費　　10，000円

2. 全国高校野球OB連合　年会費　　10，000円

※全国連合への入金は加盟OB会のみ入金してください。

※群馬県として一括して全国連合へ入金します。

※各年会費は、5月末日までに入金してください。

振込先

高崎信用金庫　佐野支店

普通　NO．0116468

群馬県高校野球OB連盟

会長　髙田　勉

群馬県加盟校	10，000円
全国加盟校	10，000円（中央OB会、常磐OB会、商大付OB会以外）
大会参加費	30，000円（桐生OB会、桐生商OB会以外）
	50，000円（上記以外の各OB会合計）

〔資料 ②〕

第一号議案－①

群馬県高校野球 OB 連盟規約改正等の提案

1　現状（規約の課題・問題点）及び対応案

（1）規約上の「事務局」の定義・実態が曖昧であり、上毛新聞なのか、酒井事務局長(幹事校)か？

→対応案①(規約・役職名等)：規約上の表記第２条「事務局」を（上毛新聞読者局）、「事務局長」（酒井氏）、「幹事校」（事務局長の出身校）、「事務局」を「事務局員」（現行『事務局）』と定義し整理する。

→対応案②(役員名簿)：規約の表記変更に連動して、役員名簿の名称等を整理する。

※その他、表記等を文言整理する。

（2）事務局長（幹事校）の任期等についての確認（取り扱い）について明記しているものがない。

→事務局の任期等について、「規約」ではなく、「細則」という位置づけにする。

3　上記について、次案のとおりとしたい。

新旧対照表（案）

改正前	改正後	備考
第３条　本連盟は、･･･（中略） 野球を楽しむことを目標に（後略）	第３条　本連盟は、･･･（中略） 野球を楽しむことを目的に（後略）	文言整理
第５条　（前略） （１）本連盟に入会しようとするチームは、事務局へ所定の（後略）	第５条　（前略） （１）本連盟に入会しようとする会員は、幹事校宛所定の（後略）	事務局長（幹事校）の定義確認
第５条　（前略） （２）本連盟を脱退しようとする会員は、脱会届を事務局に提出した後（後略）	第５条　（前略） （２）本連盟を脱退しようとする会員は、脱会届を幹事校宛提出した後（後略）	事務局長（幹事校）の定義確認
第５条 （４）（前略）ただし大学野球、社会人野球またはプロ野球の現役選手でないものとするが、これらのOB及びOGについては、出場を認める。	第５条 （４）（前略）ただし大学野球、社会人野球またはプロ野球の現役選手でないものとする。　以下削除	「現役選手」と限定しているので、以下不要とする
第４章 第７条 （１）本連盟に、次の役員を置く。	第７条 （１）本連盟に、次の役員等を置く。 （中略、追記：監事のあと） 会計１名 事務局長１名 事務局員若干名	役員一覧等との整合（追記）
第８条 （２）役員の選任及び解任の具体的な方法は総会の承認を得る。	第８条 （２）役員の選任及び解任は、役員会において推挙(裁定)し、総会の承認を得る。	文言整理
第１２条 総会は、本連盟の役員及び会員の代表１名以上をもって構成する。	第１２条 総会は、本連盟の役員及び会員の代表１名以上をもって構成する。ただし、会員の議決権は各１とする。	議決の定員に影響するので加筆

第１８条 事務局は総会の議事録を作成する。	事務局長及び事務局員は総会の議事録を作成する。	事務局長(幹事校)の職務確認
第２０条（前略） （４）事務局の組織及び（後略）	第２０条（前略） （４）連盟の組織及び（後略）	
第２１条 （２）構成員の五分の１以上から書面をもって要請があったとき。	第２１条 （２）会員の５分の１以上から書面をもって要請があったとき。	文言整理
第２３条 役員会の議事は、構成員総数の過半数を持って決し、（後略）	第２３条 （２）役員会の議事は、役員会構成員総数の過半数を持って決し、（後略）	文言整理、役員会加筆
第２４条 事務局は役員会の議事録を作成する。	事務局長及び事務局員は役員会の議事録を作成する。	事務局の定義確認
第２６条 ５　本連盟の会計は事務局が行う。	第２６条 ５　本連盟の会計は会計担当が行う。	事務局の定義確認
第８章　事務局 第２７条　本会の事務を処理するために、事務局を置く。	第８章　幹事校及び事務局長 第２７条　本会の事務を中心として処理するために、会員のうち一校が幹事校となる。幹事校の代表が事務局長となる。なお、幹事校及び事務局長の取り扱い等については別記細則によるものとする。	実態に合わせ追記し細則と連動
附則（前略）	附則（前略） （追加） 一部改正　令和７年４月〇〇日（同日総会議決）	追記

〔資料 ③〕

第　1　号議案

群馬県高校野球 OB 連盟規約

第1章　　総 則

（名　称）

第　1　条　　本会は群馬県高校野球ＯＢ連盟(以下、本連盟)という。

（事務局）

第　2　条　　本連盟の事務局を　株式会社上毛新聞社読者局に置く。
（前橋市古市町１－５０－２１　電話０２７－２５１－４３４１）

第2章　　目的および事業

（目　的）

第　3　条　　本連盟は、群馬県内の高校ＯＢ野球の振興と発展を図り、野球文化の発展及び地域貢献に寄与するとともに、高校野球ＯＢ・ＯＧが生涯スポーツとして野球を楽しむことを目的に世代を超え団結し、お互いに親睦を深めることを目的とする。

（事　業）

第　4　条　　本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）高校 OB 野球に関する普及啓発活動。
（２）マスターズ甲子園群馬県大会(以下、「県大会」という)の開催。
（３）マスターズ甲子園本大会(以下、「本大会」という)への参加・協力。
（４）全国高校野球ＯＢクラブ連合(以下、「全国ＯＢ連合」という)その他の野球団体との連携協力。
（５）その他、目的達成に必要な事業。

第3章　会 員

（会員資格、入・脱会）

第　5　条　　本連盟は群馬県内の高等学校硬式野球部ＯＢ及びＯＧが出身校別に結成したＯＢ会及び野球チーム（以下「ＯＢ会等」という）をもって会員とし、会員資格の取得・喪失等について以下のように定める。

（１）本連盟に入会しようとする会員は、幹事校宛所定の登録用紙を提出し役員会の承認をもって会員資格を得るものとする。
（２）本連盟を脱会しようとする会員は、脱会届を幹事校宛提出した後、

役員会の承認をもって会員資格を失うものとする。

（３）会員は、全国ＯＢ連合に入会することが望ましい、その手続きは本連盟を通じて行う。

（４）県大会出場資格選手は「本大会代表ＯＢ試合規則」に則り別に定める、群馬県内の高校野球硬式野球部に在籍暦のあるＯＢ及びＯＧとする。ただし大学野球、社会人野球またはプロ野球の現役選手でない者とする。~~が、これらのＯＢ及びＯＧについては、出場を認める。~~

（５）群馬県内の卒業高校にＯＢ会組織が無い場合は、準会員として個人入会を認める。但し、入会手続き会費等は、別途定める。

（除　名）

第　６　条　　会員が次の各号に該当するときは、役員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）本連盟の名誉を傷つけ、または目的に違反あるいはふさわしくない行為があったとき。

（２）本連盟の運営及び県大会運営に協力が得られないとき。

（３）この規約または法令に違反したとき。

第４章　役　員

（役　員）

第　７　条　　（１）本連盟に、次の役員等を置く。

会　長　　１名
副会長　　若干名
理事長　　１名
副理事長　若干名
理　事　　若干名
監　事　　２名
会　計　　２名
事務局長　１名
事務局員　若干名

（２）本連盟に、名誉会長を置くことができる。

（３）本連盟に、顧問を置くことができる。

（４）本連盟に、名誉顧問を置くことができる。（平成２８年４月１６日）

（役員の選任及び解任）

第　８　条　　役員の選任につき以下のように定める。

（１）役員は役員会において選任する。

（２）役員の選任及び解任は、役員会において推挙（裁定）し、総会の承認を得る。

（３）役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

（役員の職務）

第　９　条　　役員の職務及び選任について以下のように定める。

（１）会長は、本連盟を代表し会務を統括し、会議を招集する。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は会長業務を代行する。

（３）理事長は、会長の命により本連盟事務全般の統括を行う。

（４）副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の時は、理事長業務を代行する。

（５）理事は具体的な実務の執行を行う。

（６）監事は、本連盟の業務全般を監査し、総会において監査報告を行う。

（役員の任期）

第　１０　条　　１　本連盟の任期は２年とする、ただし再任を妨げない。

２　役員の欠員が生じたときは延滞なくこれを補充する。

３　補欠のため又は増員によって就任した役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

４　役員はその任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第５章　　総　会

（種　別）

第　１１　条　　本連盟の総会は、通常総会および臨時総会の２種類とする。

（構　成）

第　１２　条　　総会は、本連盟の役員及び会員の代表１名以上をもって構成する。

ただし、会員の議決権は各１とする。

（機　能）

第　１３　条　　総会は以下の事項について議決する。

（１）本規約の承認及び改正。

（２）役員の選任又は解任の承認。

（３）事業計画及び収支予算。

（４）事業報告及び収支決算。

（５）県大会の運営方法。

（６）本連盟の解散

（７）その他、本連盟の運営に関する重要事項。

（開　催）

第　１４　条　　１　通常総会は年１回施行する。開催時期は役員会にて決定する。

２　臨時総会は次の各号の１つに該当する場合に開催する。

（１）役員会が必要と認め召集の請求をしたとき。

（２）会員の５分の１以上から文書で要請があったとき。

（議　長）

第　１５　条　　総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が不在のときは副会長がこれに当たる。

（定足数）

第　１６　条　　総会は委任状を含めた第１２条における総人数の３分の２以上の出席を持って成立する。

（議　決）

第　１７　条　　総会の議事は、委任状を含めた総会出席者数の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長の決議するところによる。

（議事録）

第　１８　条　　事務局長及び事務局員は総会の議事録を作成する。

第６章　役員会

（構　成）

第　１９　条　　本連盟の役員会は会長、副会長、理事長、副理事長をもって構成する。

但し　朝日新聞社・毎日新聞・上毛新聞社の副会長は除く

（機　能）

第　２０　条　　役員会では、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会開催時期の決定。

（２）総会に付議すべき事項。

（３）総会の議決した事項の執行に関する事項。

（４）連盟の組織及び運営に関する事項。

（５）県大会運営に関する諸事項。

（６）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

（開　催）

第２１条　　役員会は次の各号の１つに該当する場合に開催する。

（１）会長、副会長、理事長が必要と認めたとき。

（２）会員の５分の１以上から書面をもって要請があったとき。

（議　長）

第２２条　　役員会の議長は会長がこれに当たる。会長が不在のときは副会長がこれに当たる。

（議　決）

第２３条　　役員会の議事は、役員会構成員総数の過半数を持って決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（議事録）

第２４条　　事務局長及び事務局員は役員会の議事について議事録を作成する。

第７章　会　　計

（会　費）

第２５条　　１　本連盟は、年会費、大会参加費、寄付金及び賛助金により運営する。

２　本連盟の年会費は当分の間、１万円とし所定の期限までに納入するものとする。

３　本大会、県大会その他の参加費は、本連盟の指示に従い納入するものとする。

（会　計）

第２６条　　１　本連盟の会計年度は毎年４月１日より始まり、３月３１日に終わる。

２　本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、事務局が作成し、総会の決議を受けなければならない。

３　会計年度開始前に予算が成立しないときは、新たな予算が成立するまで、前年度の予算に準じ、執行することができる。

4　本連盟の収支決算は、会計年度終了時に監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

5　本連盟の会計は会計担当が行う。

第８章　幹事校及び事務局長

（幹事校及び事務局長）

第２７条　本会の事務を中心として処理するために、会員のうち一校が幹事校となる。幹事校の代表が事務局長なる。なお、幹事校及び事務局長の取り扱い等については別記細則によるものとする。

第９章　雑　　則

第２８条　1　本規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て会長が別に定める。

2　本規約にて解決できない事態が生じた際の対処法は役員会が決定する。

附　則

本規約は、平成２５年４月　６日より施行する。

一部改正　平成２８年４月１６日（同日総会議決）

一部改正　令和　３年２月２１日（同日役員会報告）

※上毛新聞社社内組織名称変更（事業局→読者局）による事務局所在名変更

一部改正　令和７年４月〇〇日（総会開催日）（同日総会議決）

〔資料 ④〕

第　1　号議案

群馬県高校野球ＯＢ連盟役員（案）

（令和７年度・令和８年度）

名誉会長　関口　雅弘（上毛新聞社代表取締役社長）

会　　長　髙田　勉（高崎高校ＯＢ会）
副 会 長　西川定男（前橋商業ＯＢ会）清水　威（高崎高校ＯＢ会）
高島幸夫（桐生第一ＯＢ会）島村僚太（前橋育英ＯＢ会）
大嶋和幸（農大二高ＯＢ会）
八木正則（朝日新聞社前橋総局長）
上鵜瀬浄（毎日新聞前橋支局長）
内田　隆（上毛新聞社取締役読者局長）

理 事 長　佐々木昌信（館林高校ＯＢ会）
副理事長　千本俊彦（高崎工業ＯＢ会）田村峰嗣（富岡高校ＯＢ会）
宮内　昭（沼田高校ＯＢ会）柳澤博文（桐生工業ＯＢ会）
大河原勝彦（利根商業ＯＢ会）梅山　敦（高崎商業ＯＢ会）

理　　事　樋澤一幸（前橋高校ＯＢ会）設楽正幸（前橋育英ＯＢ会）
戸澤　健（高崎高校ＯＢ会）斉藤育幸（高崎商業ＯＢ会）
飯沼　譲（高崎工業ＯＢ会）塚本一弘（高崎北高ＯＢ会）
小山勝宏（中央ＯＢ会）　今井浩光（農大二高ＯＢ会）
高橋康郎（桐生高校ＯＢ会）木戸稔夫（桐生工業ＯＢ会）
須田芳暢（桐生商業ＯＢ会）稲垣真介（桐生第一ＯＢ会）
千喜良務（桐生南高ＯＢ会）飯塚宏史（常磐高校ＯＢ会）
堀口亮祐（館林高校ＯＢ会）徳江正志（富岡高校ＯＢ会）
綿貫諒太（沼田高校ＯＢ会）竹垣勝矢（吉井高校ＯＢ会）
戸塚和昭（樹徳高校ＯＢ会）笹原利幸（武尊尾瀬ＯＢ会）
柳岡良宏（前橋商業ＯＢ会）諸田政光（利根商業ＯＢ会）
貫井雅人（前橋工業ＯＢ会）大澤範恭（太田高校ＯＢ会）
長壁　良（商大付属ＯＢ会）山手裕介（榛名高校ＯＢ会

監　　事　井上雄弘（前橋育英ＯＢ会）磯川圭太（吉井高校ＯＢ会）
会　　計　田中　好（農大二高ＯＢ会）干川　弘（高崎商業ＯＢ会）
事務局員　小林亮太（高崎工業ＯＢ会）登坂秀昭（農大二高ＯＢ会）
柳岡良宏（前橋商業ＯＢ会）徳江正志（富岡高校ＯＢ会）
田村嘉秋（上毛新聞社読者局）

幹 事 校　高崎商業ＯＢ会
事務局長　酒井康彦（高崎商業ＯＢ会）
事務局住所　群馬県前橋市古市町１－５０－２１　上毛新聞社読者局

２０２５.４.１２現在

〔資料 ⑤〕

第１号議案－②

群馬県高校野球 OB 連盟事務局長（幹事校）の取り扱いについて（細則の提案）

１　現状

（１）「幹事校（事務局長）」の任期等取り扱いについて、明記したものがない。

（２）前事務局長の大嶋和幸副会長が連盟立ち上げから約１０年間携わってくれた。

（３）現事務局長酒井康彦さんが事務局長として１期２年が終了しようとしている。

（４）（創立当初の考え方）原則として、幹事校を決定し、その中の中心的な事務を司れる人が事務局長となる。

（５）事務局長（幹事校）の負担はかなりのもので、未来永劫携わることはかなりの重圧がある。

（６）今後長らく連盟を運営するために、事務局長（幹事校）等のあり方について、一定の目安となる基準を「細則」として共通理解したい。

２　対応

→対応案：「幹事校（事務局長）について」細則を共有する。

３　「細則案」

（1）幹事校（事務局長）は、会員から選出する

（2）規約では、「第8章　幹事校及び事務局長　第27条　本会の事務を中心として処理するために、会員のうち一校が幹事校となる。幹事校の代表が事務局長となる。なお、幹事校及び事務局長の取り扱い等については別記細則によるものとする。」**とあることから、本細則に任期等の考え方を示すものとする。**

（3）幹事校（事務局長）の任期について

①幹事校（事務局長）の任期は、原則として、役員任期の2期4年とし、再任は妨げない。

②幹事校（事務局長）の選任にあたっては、中毛、西毛、東毛のバランスを考慮する（現状は長期にわたり西毛：農二、高商）

③過去のマスターズ甲子園出場校で引き受けてくれる学校があればお願いしたい。（参考：過去の出場校：沼田、高商、利根商、前橋育英）

（4）幹事校（事務局長）の引き継ぎについて

①事務引き継ぎを円滑にするために、「後任の幹事校（事務局長）」は、「前任者」の2期目の後半1年間（4年任期の最終年）において、連盟運営、大会等（マスターズ甲子園を含む）を共有、同行し、円滑な引き継ぎができるようにする。

※全国高校野球 OB クラブ連合事務局（マスターズ甲子園大会事務局）及び関東高校野球 OB 連盟との連携について

幹事校（事務局長）は、全国及び関東の連盟等との連携を密に図り、マスターズ甲子園大会及び関東大会の参加等に係る事務を遺漏なく行うこととする。

４　具体的な日程等

（１）本案の了解、共通理解（R6.12.21）

（２）総会による規約改正案承認により、連動して細則が発効する。（R7.4 月）

（３）西毛・中毛・東毛のどの地区が事務局長（幹事校）になるか、R７年度１年間をかけ調整、その後具体的な学校（一校）への絞り込みをする。

（４）令和７年度の最後の役員会にて、原案（具体的な幹事校及び事務局長名）を協議し、決定する。

〔資料 ⑥〕

第　６　号　議案

第１３回　群馬県高校野球ＯＢ大会要項（案）

１．大会適用規則

■公認野球規則・アマチュア野球内規・高校野球特別規則・および群馬県大会要項を適用する。

２．出場選手と出場チーム

■出場選手は全てその高校の硬式野球部、部員・監督・コーチ・マネージャーのＯＢ・ＯＧであること。

■出場選手は群馬県高校野球ＯＢ連盟に登録した母校野球部のＯＢ及びＯＧであること。但し大学野球（硬式・準硬式）、社会人野球（硬式・準硬式）、プロ野球の現役選手でないこと。（これらのＯＢ・ＯＧについては出場を認める。）

■県大会に出場するチームは、群馬県高校野球ＯＢ連盟に加盟しているチーム及び卒業校にＯＢ会の無い混成チーム（ＯＢ連盟役員会承認済）とする。

■チームの登録選手数は最低２９名以上とする。

■登録時の年齢は、当年４月１日時点を基準とする。

■ベンチ登録者は、監督やコーチ、代表者、部長、マネージャーを含め５０名までとし、登録者全員が試合に出場することができる。

■現役の高校野球指導者・関係者（部長・監督・コーチ・各連盟や協会の役員）が登録する場合には「元プロ野球関係者とのＯＢ親睦試合に関する参加申請書」に必要事項を個別に記入し、都道府県高等学校野球連盟に許可を事前に得ること。（日本学生憲章・アマチュア問答集に基づく）。

３．打順表及び使用球の提出と攻守の決定

■第一試合は試合開始予定時間の３０分前、第二試合以降は前の試合の４回終了時に打順表及び使用球２球を準々決勝までは４部、準決勝以降は３４歳以下・３５歳以上それぞれ４部計８部を本部に提出して、選手登録表と照合を受けた後に、本部立会いのもとに攻守を決定する。尚未登録者で当日参加する選手は当日選手登録票を本部に届け出て承認を受けるものとする。

■ベンチは、抽選番号の若いチームが一塁側とする。

４．試合方法と時間

①１回戦から準々決勝（軟式球）

■試合は９イニングもしくは２時間以内とし時間を優先させる、１時間４５分を過ぎて次のイニングに入らない。

■投手は２５歳以上、３イニング迄とする。野手の年齢制限は無い。

■試合は、軟式球で行う。

②準決勝・決勝・プレーオフ（硬式球・群馬県高校野球使用球）

■４回までを３４歳以下のチームで行い、５回以降を３５歳以上のチームで行う。４回までのイニングに３５歳以上の選手が出場することはチームの判断とする。

■５回以降（３５歳以上のチーム）は新たに１番打者から試合を行う。

■試合は９イニングもしくは２時間とする。また４回までを１時間とし、１時間を超えたら３４歳以下チームは新しいイニングに入らず、３５歳以上チームのイニングに入るものとする。２時間を超えた時点で新しいイニングに入らず時間を優先する。その判断は責任審判が宣言するものとする。

■４回まで（３４歳以下のチーム）に一度退いた選手が５回以降（３５歳以上のチーム）に再出場することは出来る。しかし１回から４回（３４歳以下のチーム）までの間、５回以降（３５歳以

上のチーム）の間での再出場は認めない。
但し、負傷その他やむを得ない理由により再出場することが必要となった場合には大会本部の判断によりこれを認めることが出来る。

■投手は、３４歳以下のイニングでは、２５歳以上とする。
全て２イニング（６アウトではない）以内とする。

■試合は、硬式球で行う。

■試合が終了した時点で同点のときは、別に定める特別延長戦を行う。

■点数差によるコールドゲームは適用しない。

５．特別延長戦

①１回戦から準決勝まで

■継続打順とし、前回の最終打者を一塁走者とし、二塁、三塁の走者は順次前の打者として、無死満塁の状態にして１イニング行い、得点の多いチームを勝ちとする。

■尚、同点の場合は抽選により勝敗を決定する。抽選は事務局が予め用意した抽選用紙で最終出場選手９人が投手から順番に行なう。

■特別延長戦の選手の変更は当該試合に出場していない選手の変更は投手を含めて認め、又、最終イニングの投手の３イニング目の登板も認める。

②決勝及びプレーオフは勝敗が決定するまで特別延長戦を行う。

６．特別継続試合

■試合が始まりイニングに関係なく中断になったときは、再試合にしないで翌日又は後日に特別継続試合として、もとの試合の中断された箇所から再開する。両チームの出場選手は開始前に本部に申し出れば変更を認める。

７．ＤＨ制

■ＤＨ制採用は各チームの選択による。

８．用具・ユニフォーム・その他

■使用球

①大会使用球は、軟式M球と硬式球（高校野球使用球）を使用し、其々~~大会本部~~各試合校で準備する。

■バット

①軟式球使用時は、ＪＳＢＢ等各公認のものを使用すること。

②硬式球使用時は、群馬県高校野球OB連盟公認の低反発バットを使用すること。
低反発バット使用の一環として木製バットの使用も認める。

③マスコットバットをウエイティングサークルに持ち込むのは差し支えないが、素振り用パイプ・リングを球場内に持ち込まない。

■ヘルメット

①ＪＳＢＢ、ＳＧマーク等各公認のものを使用すること。

②打者・次打者および走者・ベースコーチは、ヘルメットを必ず着用すること。

③捕手はＪＳＢＢ、ＳＧマーク等各公認の捕手用ヘルメットを着用すること。

■マスク・レガース・プロテクター

①ＪＳＢＢ、ＳＧマーク等各公認のものを使用すること。

②捕手はセーフティカップを着用すること。

■スパイク・アップシューズ

①色、ライン等は出来る限り統一する。

※２０２０年より高校野球も白色スパイクが解禁になった。

■ユニフォーム

①参加選手のユニフォームは母校のネームが入っていれば必ずしも同一でなくても良い。又、ユニフォームでなくＴシャツでも良いが、母校のネームが入っているものとし、ユニフォーム、Ｔシャツ、パンツ、ストッキング、アンダーシャツは、極力統一する事。

②ユニフォームの裾はできる限りストッキングを見せるように着ること。

③背番号は必ず付けること。（１～９９で収める）

④リストバンドの使用は、怪我保護等の場合に限り、予め、本部に許可を得て使用することができる。

⑤サングラスは、必要な時に使用するのは良いが、帽子の上に置きファッション的に使用するのは禁止。

注）あくまでも高校野球ＯＢチームの大会である事を念頭に置き、高校野球規則に準じた形で行う。

９．試合進行に関する事項

■　多くの登録選手を出場させる為に、以下の事項を必ず行っていただきたい。

①　攻守交代は駆け足で行うこと。第三アウトが成立したら、選手は素早くベンチを離れ守備位置に向かうこと。

②　内野手間のボール回しは１回周りとし、打者が打席に入る前までに投手に返球すること。

③　捕手は投球を受けたらその場から投手へ返球すること。

④　投手は捕手の返球を受けたら直ちに投球姿勢に入ること。

⑤　打者は速やかに打者席に入って打撃姿勢をとること。

⑥　選手が負傷などで治療が長引く場合は、審判員を通じ本部及び相手チームに伝え試合に出ている９人の中から臨時の代走を認め試合を進行させる。代走は打順の前位の者とし、投手は除く。

⑦　ファウルボールは、一塁側のものは一塁側ベンチ、三塁側のものは三塁側ベンチ、バックネット前は攻撃側で処理すること。

⑧　試合のスピードアップを各チームが徹底すること。

１０．マスターズ甲子園本大会出場チーム

■マスターズ甲子園参加枠の無い年度の優勝チームは、次年度の優勝チームとプレーオフ１試合を行い勝利したチームがマスターズ甲子園本大会に出場できる権利を得るものとする。

■マスターズ甲子園参加枠の無い年度及び翌年度の優勝チームが同チームの場合は、プレーオフを行わず、両年度優勝チームがマスターズ甲子園本大会に出場できる権利を得るものとする。

■マスターズ甲子園出場枠が３年シリーズとなったため、枠が無い年が続いてしまった場合は、三つ巴の決定戦の場合もある。

■マスターズ甲子園出場枠によっては、当年度優勝チームがマスターズ甲子園に出場できる権利を得る場合もある。

１１．その他

■試合が終わったら直ちにベンチの退去及び、グランド整備を行うこと。

■選手・関係者・応援者のタバコは決められた場所で喫煙し、チームで出たゴミは各チームで必ず持ち帰り、施設の美化に努め、高校球児の見本になる行動をして頂きたい。

■ベンチには登録者以外は入れない。

■その他実行委員会若しくは監督会議で決定した事を守ること。

■本大会に採用している、大会要項、群馬大会取り決め事項等、大会適用規則のルールに違反が生じた場合は直ちに本部へ確認を求め、違反が確認出来たら、その時点で相手方の勝利とする。（９

対０）又、残りのイニングは、双方の話し合いの上、オープンゲームとして続行を認める。

（附則）この大会要項は平成２５年４月６日から施工する。
（一部改正）平成２８年４月１６日（総会）
（一部改正）平成３１年４月１３日（総会）
（一部改正）令和　２年４月１１日（総会）
（一部改正）令和　６年４月２１日（総会）
（一部改正）令和　７年４月※※日（総会）

〔資料⑦〕

第　７　号　議案

令和７年度　第１３回　群馬県高校野球ＯＢ大会　運営費用概算

■　球場借り上げ費　※参加２４チームで試算（プレーオフ含む）

西毛球場

５／４～８／○○　１０日間　２４試合		２００，０００円
小　計　（２４試合）		２００，０００円

■　審判費

２審　×　@３，０００円　×　２０試合	１２０，０００円
４審　×　@３，０００円　×　４試合	４８，０００円
小　計	１６８，０００円

■　用具費

ロージン×２４試合（１試合１個）　×@　４００円　＝	９，６００円
小　計	９，６００円

■　食事・飲料費

スポーツドリンク２４試合（審判用）	@　８００円＝１９，２００円	
弁当・お茶　２４試合（１試合４名）×@	８００円＝７６，８００円	（実行委員２・球場係２）
（審判用）２審×２０試合＋４審×４試合×@	８００円＝４４，８００円	
小　計	１４０，８００円	

■　プログラム作成費

プログラム　１２５部（２４チーム×５冊、予備５冊）　１２５，０００円

■　謝礼費

アナウンス他　（開会式・決勝・プレーオフ）

３日×１人×@３，０００円　＝　９，０００円

※損害賠償保険（５月上旬から７月末まで）　２１，６２０円

■　雑費

消耗品、コピー代金、送信費用等	７，９２０円
役員・事務局弁当（開始式・閉会式以外）	２０，０００円
合　計	７００，０００円

（７００，０００円　÷　２４チーム　≒　２９，１６７円）

参考）参加費用　１チーム　３０，０００円

７２０，０００円

〔資料 ⑧〕

令和７年度　群馬県高校野球ＯＢ大会役員・実行委員（案）

■大会会長　　髙田　勉
■大会副会長　　西川定男　高島幸夫　清水　威　大嶋和幸　島村僚太
■ 実行委員長　　佐々木昌信（館林）
■ 副実行委員長　　千本俊彦（高工）、田村峰嗣（富岡）、柳澤博文（桐工）
宮内　昭（沼田）、大河原勝彦（利商）、梅山敦（高商）
■ 実 行 委 員　　柳岡良宏（前商）、徳江正志（富岡）、　小林亮太（高工）
登坂秀昭（農二）、酒井康彦（高商）

		会　場	実行委員	
第１節	５月　４日（日）	西毛球場	高崎商業	ＯＢ会
	５月　５日（月祝）	西毛球場	利根商業	ＯＢ会
	５月　６日（火祝）	西毛球場	富岡	ＯＢ会
第２節	５月２４日（土）④	西毛球場	農二・榛名	ＯＢ会
	６月　７日（土）	西毛球場	桐生工業	ＯＢ会
	６月１４日（土）	西毛球場	前橋商業	ＯＢ会
第３節	６月２２日（日）④	西毛球場	高工・育英	ＯＢ会
準決勝	６月２８日（土）	西毛球場	富岡	ＯＢ会
決　勝	７月２７日（日）	西毛球場	高崎	ＯＢ会

※プレーオフ（日程調整中）

【開門時間】
２試合＝８：００　　※決勝戦＝８：００
３試合＝８：００
４試合＝７：００
【会場連絡先】
西　毛　球　場　　０２７－３８１－２７５９
高崎城南球場　　０２７－３２２－４１３５
前　橋　球　場　　０２７－２６８－１９１１
上毛新聞敷島球場　０２７－２３４－９３３８

幹事校責任者　酒井　０９０－４６７３－４９３７

〔資料 ⑨〕

ＯＢ大会担当校作業一覧

１．スコアシート記入　　担当ＯＢ会

（２試合の場合）

第１試合 ➡ 第２試合チーム　　第２試合 ➡ 第１試合チーム

（３試合の場合）

第１試合 ➡ 第３試合チーム　　第２試合 ➡ 第１試合チーム

第３試合 ➡ 第２試合チーム

（４試合の場合）

第１試合 ➡ 第２試合チーム　　第２試合 ➡ 第１試合チーム

第３試合 ➡ 第４試合チーム　　第４試合 ➡ 第３試合チーム

２．ＳＢＯ操作　　担当 OB 会

３．審判への給水　　実行委員　　審判と相談（3 回・5 回・7 回）事前に購入してくる

４．審判への弁当　　実行委員　　※試合数によって数量確認
審判２人制（４人分程度）

５．球場係員への弁当　　実行委員　　※球場により数量確認
球場係員２人、実行委員１人、補助員１人分

６．球場使用料支払い　　実行委員　　管理事務所（西毛球場の場合プール）

７．審判代支払　　実行委員　　担当審判員へ支払　※１人　３，０００円

８．スコアボード電源ＯＦＦ確認　　実行委員　※球場係員に最終チェックをしてもらう。

９．両サイドベンチ清掃　　最終試合チーム

１０．試合結果ＦＡＸ（記入責任者）　実行委員
※特に正確に記入してください。（送信後確認の連絡が新聞社よりあります。）

１１．試合会場運営経費精算　　実行委員　※精算書にて、幹事校へ送付

注１）　実行委員は、試合前のメンバー票交換時に、投手の年齢を確認する。（２５歳以上）
又、３イニングまでとする投手の回数制限も伝える。準決勝・決勝・プレーオフは２イニングまで

注２）　実行委員は、試合時間制限のチェック（１時間４５分を過ぎて次のイニングに入らない）
準決勝・決勝は、前半４イニングまで１時間、後半５から９イニングを１時間を超えて次のイニングに入らない。

注３）　グランド整備は、試合終了後両チームで行う。
シートノック終了後は、両チームにて行う。
当日の最終試合は、試合終了後両チームでグランド整備を行い、ベンチ内外も含め清掃を行う。

2025　第13回 群馬県高校野球ＯＢ大会

開 始 式 :令和 7年 5月 4日(祝)午前 8時30分～ 西毛球場
閉 会 式 :令和 7年 7月27日(日)午後 0時00分～ 西毛球場
優勝チームは、プレーオフ進出(プレーオフは日程別途) ・ 準優勝チームは、2026年関東大会出場

西毛＝西毛運動公園野球場
(安中市中宿283-4)

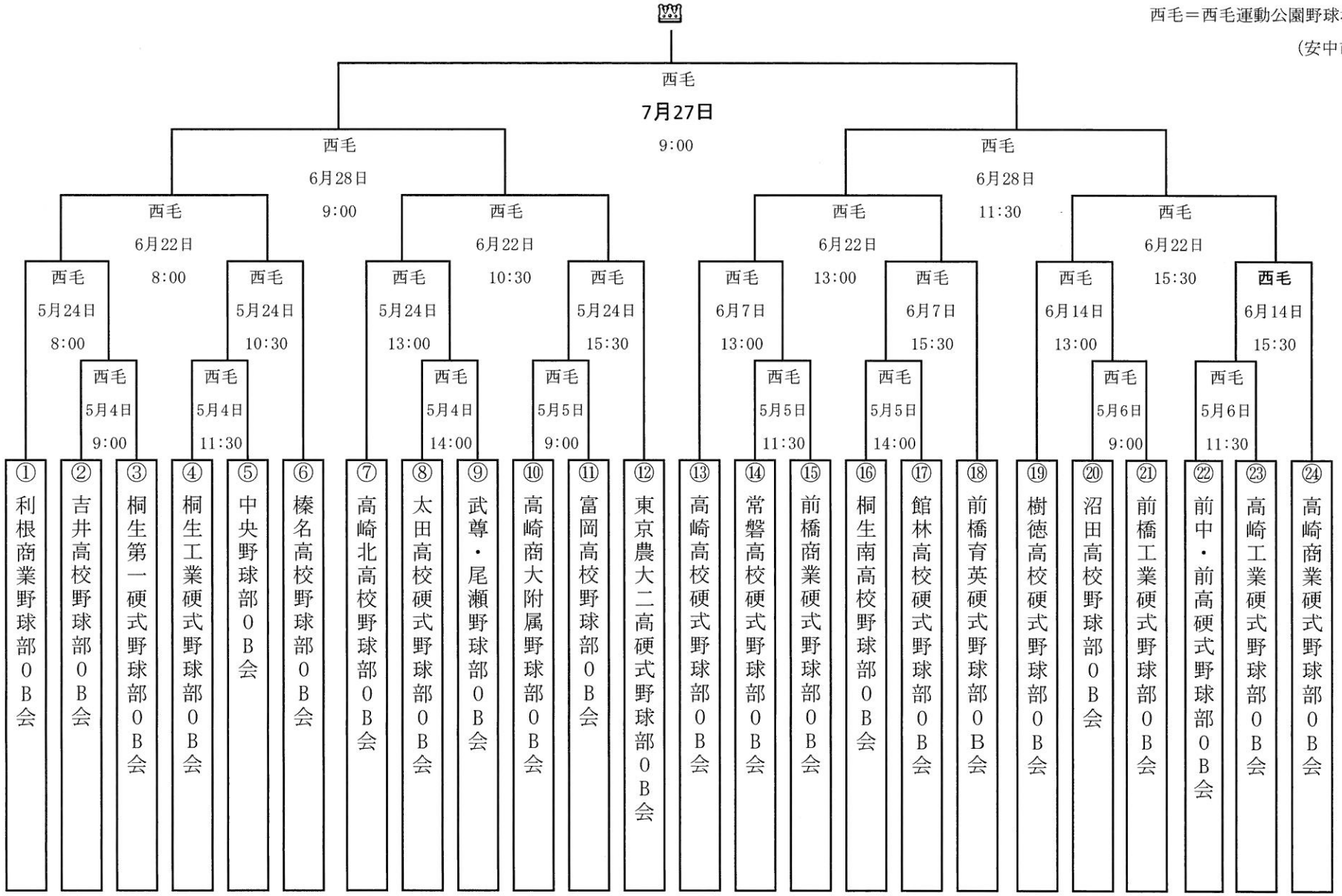

〔資料⑩〕